


所管部課	市民部 産業振興課	部長	田村 美砂			
件名	東大和市農業経営改善計画の認定手続等に関する要綱の一部を改正する 要綱について					
		区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例 規則					
	部課 機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>認定農業者の要件に該当しない小規模の農業者であっても、農業経営の改善意欲のある者を対象とする認証農業者制度を設け、経営計画達成に向けた支援の対象としたため、要綱の一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な内容 認証農業者の認証に関する手続きの文言、様式の追加</p> <p>(2) 施行日 令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 本要綱の改正により、市内農業者の農業経営基盤の強化を図り、持続した農業経営を図れる。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和4年2月1日 東大和市認証農業者制度創設</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし。</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正の手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。